

特定診断利用支援金(会社制度)

対象社員 社員・専門社員、シニア社員、シニアリーダー社員、契約社員 ※年齢制限なし

	現 行	新制度 【2020年4月1日から】
対象診断と 検査内容	脳ドック・がん検診(胃カメラ、 乳がん検診・子宮頸がん検診など)、 頸動脈超音波検査、 心臓超音波検査及びMCG検査	脳ドック・がん検診(胃カメラ、 乳がん検診・子宮頸がん検診など)、 頸動脈超音波検査、 心臓超音波検査及びMCG検査  「風疹」「麻疹」の抗体検査および ワクチン接種
給付額	男性2万円・女性3万円を 上限とした実費額	男女共3万円を上限とした実費額
精算方法	一旦、本人が立替払い ↓ ワーク・ライフ・バランスサポートナビ などを利用し、経費精算を実施。 (翌月給与振り込み)  ※申請は年1回  ※最終検診日の3箇月以内の申請が必要。	一旦、本人が立替払い ↓ ワーク・ライフ・バランスサポートナビ などを利用し、経費精算を実施。 (翌月給与振り込み)  ※申請は年2回  ※最終検診日の3箇月以内の申請が必要。
人間ドック・特定利用支援金の精算は、ワーク・ライフ・バランス・サポートナビ経由で お願いします。(ID:westjr PW:wlb19870401)		
対象医療機関	対象となる検査を実施する医療機関	対象となる検査を実施する医療機関

JR西日本においては、35歳以上の社員について、JR健保の制度及び会社の制度を利用すれば実質自己負担ゼロで人間ドックの受診が可能です。また、34歳以下の社員についても、会社の「特定診断利用支援金」を利用すれば、がん検診等の受診が可能です。特に、女性社員については、今回新設されたJR健保の「婦人科系がん検診」の制度を利用すれば、会社への精算手続き等が不要となり、より手軽に婦人科系がん検診を受診することが出来ます。

前ページの(1.特定診断項目の見直しについて)の【解説】でも触れた、JR健保が負担する項目として新設される「JR健保の婦人科系がん検診」についての詳細情報は右のQRコードからご覧いただけます▶▶▶



2.保育所等利用支援金

(1) 対象施設の見直し

保育所等利用支援金の給付対象となる施設に「学校教育法で定める幼稚園(ただし、給付対象となる子どもが、市町村から保育の必要性の認定(2号・3号認定)を受けている場合に限る。)」を追加する。「保育所等利用支援金対象者に6,000円を上限に支給」

(2) 対象者の見直し

保育所等利用支援金の給付対象者を「満4歳に達する日の属する年度の年度末までの子を養育している社員等」に見直しを行う。

(3) 実施期間は、2020年4月分の実績を踏まえて給付する保育所等利用支援金より適用する。

【解説】

保育所等利用支援金については、育児と仕事を両立していただくことが主たる目的であることから、兼ねてより、中央本部は認定条件の拡充や短日数勤務制度適用者の扶養手当の日割り計算の見直し等、会社に訴えてきた。今次交渉において、待機児童が増加し、やむを得ず「幼稚園」に入園せざるをえない組合員のために、対象施設に新たに幼稚園(ただし市町村から保育の必要性の認定(2号・3号認定)を受けている場合に限る。認定こども園等)について、保育所等利用支援金の支給対象施設として拡大することができた。

なお、対象者について、現行の「満4歳達する日の属する月まで」から、「満4歳達する日の属する年度末まで」に延長できたことも育児における負担軽減に繋がる結果となった。

◀次ページにて保育施設等について【別表】による概略を掲載しています。